

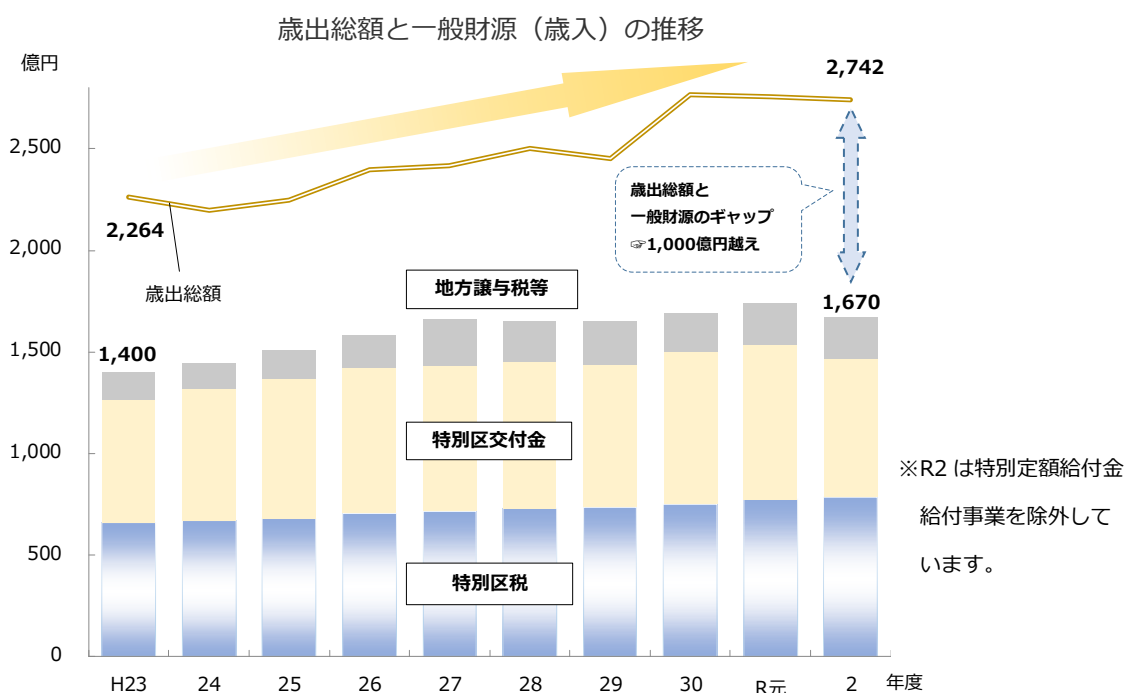
Ⅲ 持続可能な自治体経営に向けて ～今後の財政運営の方向性～

- 現在の区財政は健全性を堅持していると考えていますが、将来の財政需要と不透明な景気動向を踏まえ、引き続き、状況を注視していく必要があります。
- これまでの決算分析等を踏まえ、区財政を取り巻く現状を分析し、今後の財政運営の方向性をお示しします。

1 区財政を取り巻く現状

(1) 歳出総額と一般財源（歳入）の推移について

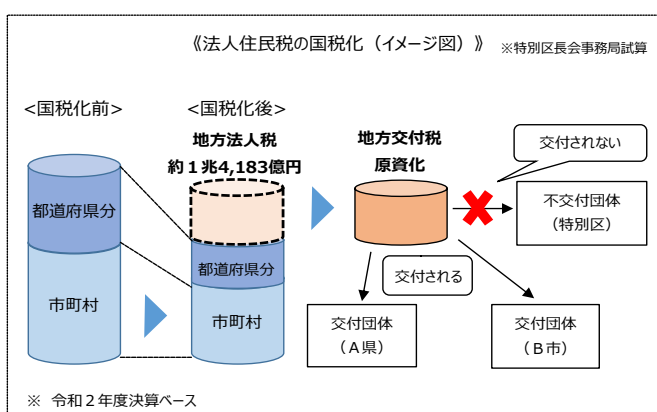
- 歳出総額と区が自由に用途を決めることができる一般財源（歳入）のギャップは令和2年度で1,000億円に達しており、国・都支出金等の特定財源のほか、これまでに蓄積してきた財政基金からの取り崩しなどにより賄っている状況です。
- 今後も、新型コロナウイルス感染症拡大防止に万全を期すとともに、少子化・超高齢社会への対応や公共施設の維持更新、重要な成長戦略となる社会資本の整備など多くの行政需要を抱えるなか、感染症拡大に伴う経済活動の停滞や国による不合理な税制改正の影響も受け、歳出に対し歳入が不足する厳しい財政環境が継続することが想定されます。
- こうした状況においても、区政が直面する課題の着実な解決と財政の健全性を両立し、持続可能な行財政運営を進めていく必要があります。



(2) 不合理な税制改正

① 法人住民税の一部国税化について

- 平成 26 年度税制改正において、自治体間の財源調整の手段として、地方税である法人住民税の一部が国税化され、その全額を地方交付税の原資とする見直しが強行されました。
- また、消費税率が 10%に引き上げられたことにあわせて、法人住民税の国税化が更に拡大されました。
- 法人住民税は特別区交付金の原資となるものです。法人住民税の国税化により、受益と負担に基づく応益課税という地方税の原則がないがしろになっています。



●法人住民税の一部国税化は、拡充すべき自主財源である地方税を縮小することにほかならず、地方分権の流れに逆行している。

●地方の財源を吸い上げることなく、国の責任において行うべき。

《法人住民税（法人税割）の影響額》

※特別区長会事務局試算

(億円)

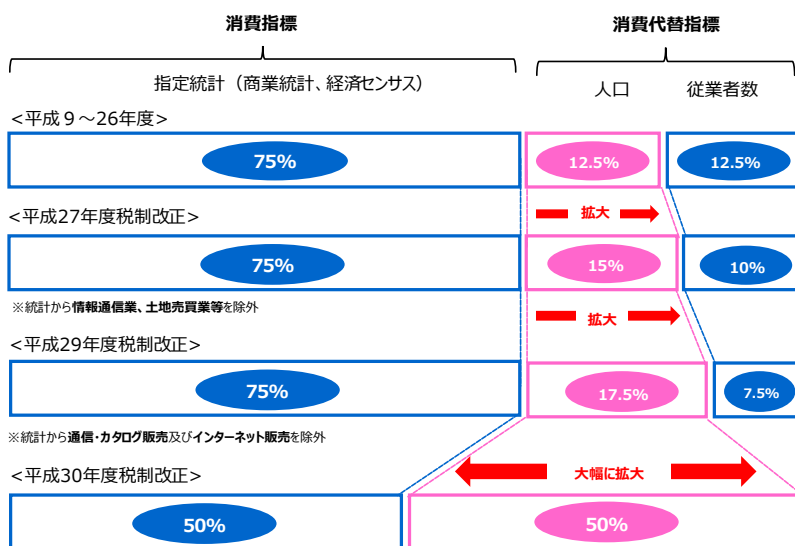
影響見込額		令和 2 年度	令和 3 年度	平年度
特別区への影響額 (市町村民税分) 55.1%ベース ※ 1	法人住民税法人税割の交付税原資化	▲851	▲1,204	▲1,204
	法人事業税交付金の創設	229	329	303
合計		▲622	▲875	▲901

※ 1 法人住民税（市町村民税分）は都区財政調整制度の原資である調整税等の一部であり、都区共通の財源（都44.9%：区55.1%）。

② 地方消費税交付金（地方消費税の清算基準の見直し）について

- 地方消費税の清算基準については、これまでの不合理な見直しに加え、平成 30 年度税制改正では、人口の比率を大幅に引き上げ、従業者数の基準数値を廃止する等の見直しが行われました。
- 清算基準については、あくまで「税収を最終消費地に帰属させる」という本来の趣旨に沿った基準に見直すべきです。

《地方消費税清算基準の見直し》



都市部のシェアが比較的高い指標である「統計」の比率を引き下げ、「従業者数」を廃止する一方、統計で把握できない部分を補う指標である「人口」の比率が大幅に引き上げられた

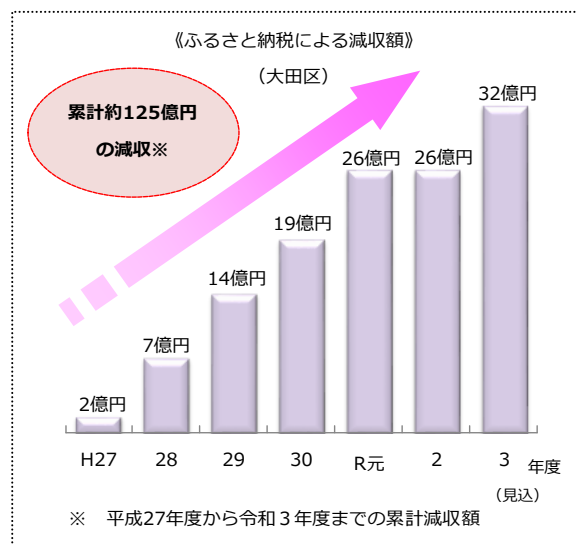
清算基準の見直しによる影響額（R3 見込み）

特別区全体 402 億円

※特別区長会事務局試算

③ ふるさと納税制度について

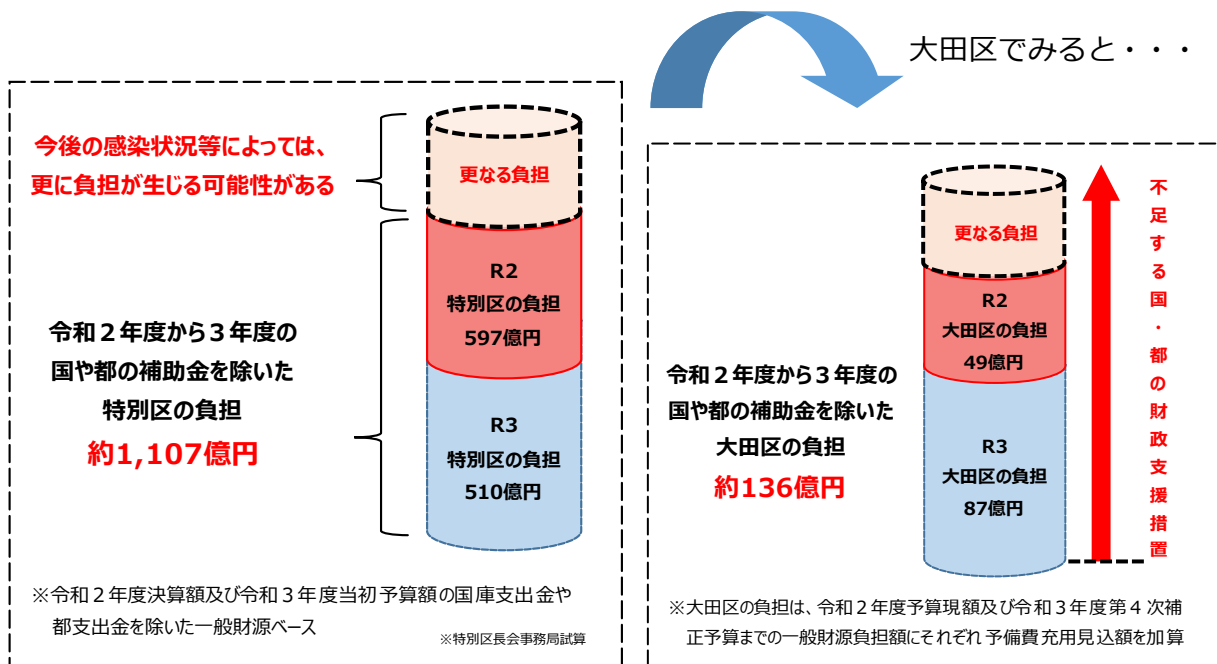
- 税の使われ方を考えるきっかけとなること、生まれ故郷やお世話になった地域の力になれること等、「ふるさと納税」制度の趣旨には賛同しています。
- しかし、一方では、返礼品を受けた区民は恩恵を受け、その他の区民は減収による区民サービスの低下を受け入れざるを得ないといった不公平が生じるなど、制度に歪みが生じています。
- 令和元年度に返礼品を寄付額の3割以下にするなどの見直しが行われたものの、依然として特別区民税における減収額は増加しており、平成27年度からの累計額は約125億円となりました。引き続き制度本来の趣旨に立ち返った見直しを行うべきです。



※不合理な税制改正に対する特別区の主張については、特別区長会HP (<http://www.tokyo23city-kuchokai.jp/katsudo/shucho.html>) にて、ご覧いただけます。

(3) 新型コロナウイルス感染症対策経費の膨大な財政需要への対応

- 新型コロナウイルス感染症において、全国で最も多くの感染者を抱えている特別区は、その対応のため、膨大な財政需要が生じています。
- 新型コロナウイルス感染症対策における、国や都の補助金を除いた特別区の負担は、令和2年度で約597億円、令和3年度で約510億円となっており、今後更に負担が生じる可能性があります。特別区は、これらの負担に対して、自治体の貯金である財政基金の取崩し等で対応しなければなりません。
- 区のこれまでの新型コロナウイルス感染症関連の財政負担は、国からの財政支援措置を大幅に超えており、今後も財政需要は一層高まることが想定されます。

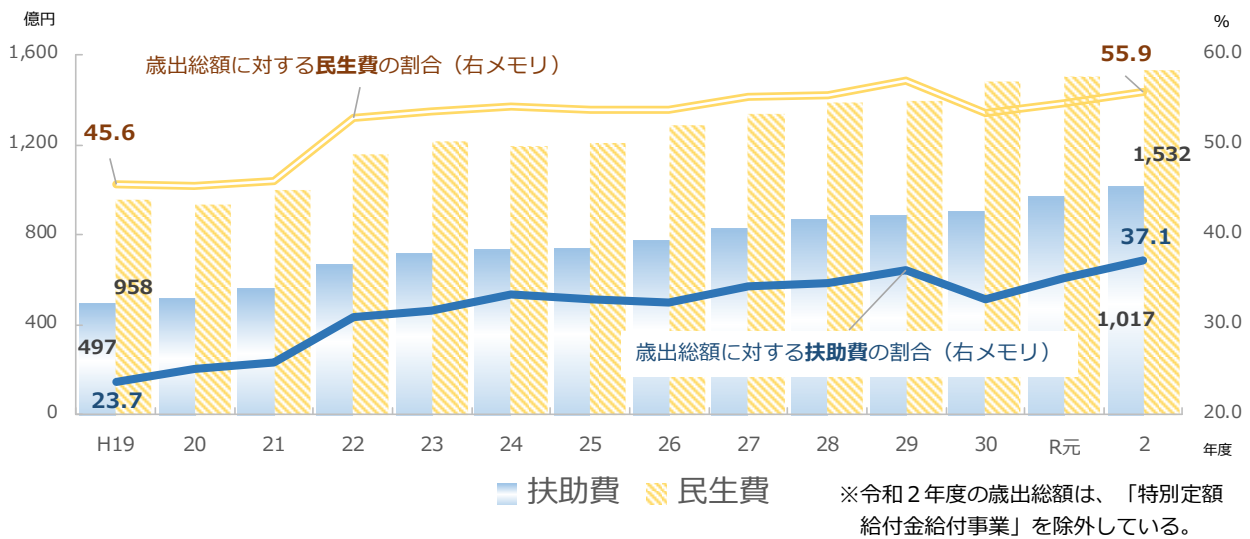


(4) 増加する社会保障関係経費への対応

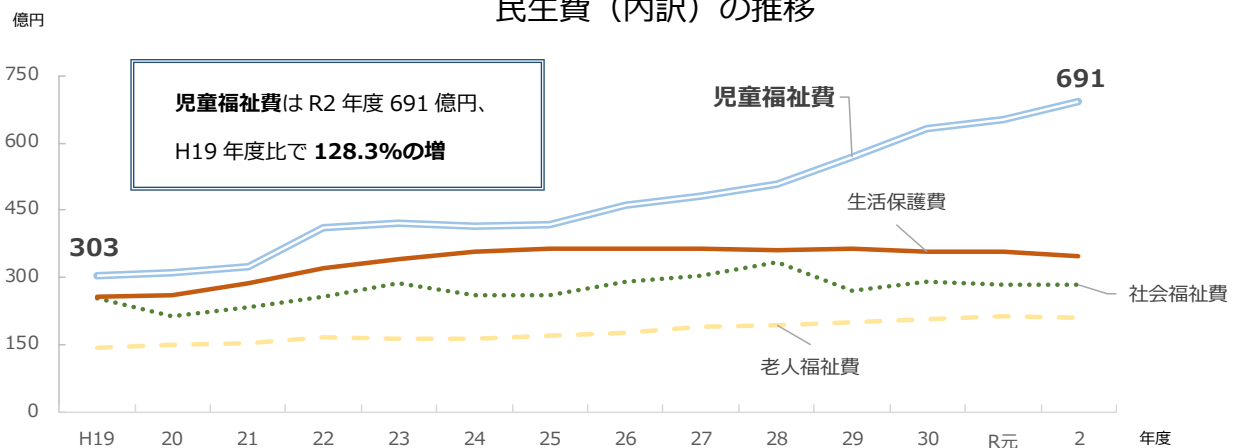
① 扶助費（性質別）と民生費（目的別）の推移

- 性質別で見ると、決算額、構成比ともに扶助費が大きく伸びていることが分かります。平成19年度は歳出総額に占める扶助費の割合は23.7%、497億円でしたが、令和2年度は37.1%、1,017億円となりました。
- 目的別で見ると、決算額、構成比ともに民生費が大きく伸びていることが分かります。平成19年度は歳出総額に占める民生費の割合は45.6%、958億円でしたが、令和2年度は55.9%、1,532億円となりました。内訳をみると、児童福祉費が突出して増加していることが分かります。
- 社会保障関係経費は年々増加傾向であり、少子化・超高齢社会への対応で今後も高い水準で推移することが想定されます。

扶助費（性質別）と民生費（目的別）の推移

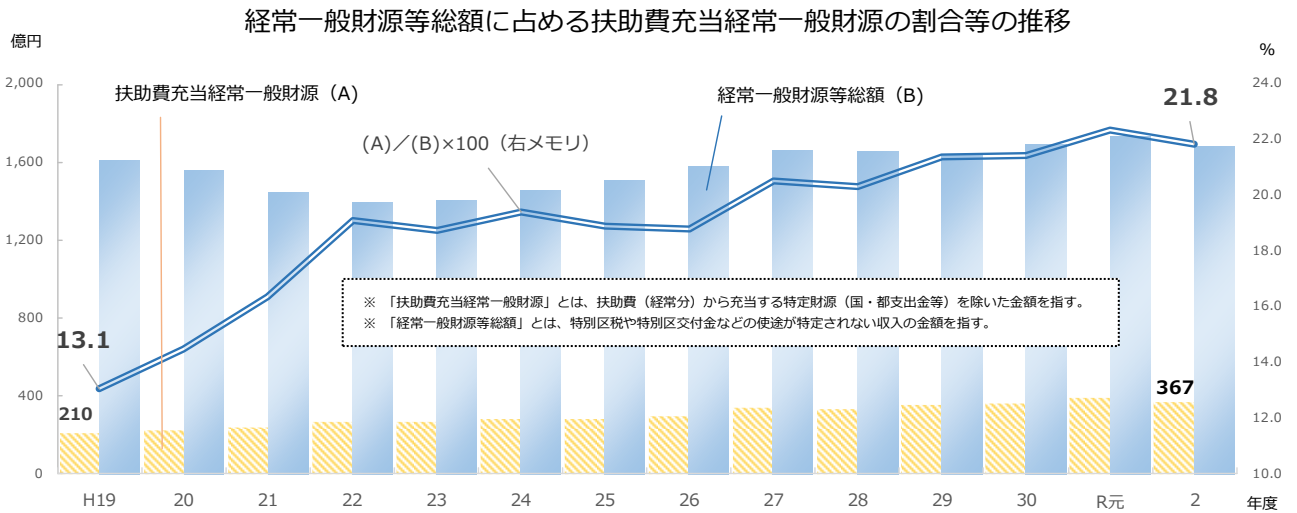


民生費（内訳）の推移



② 扶助費に充当する経常一般財源の推移等について

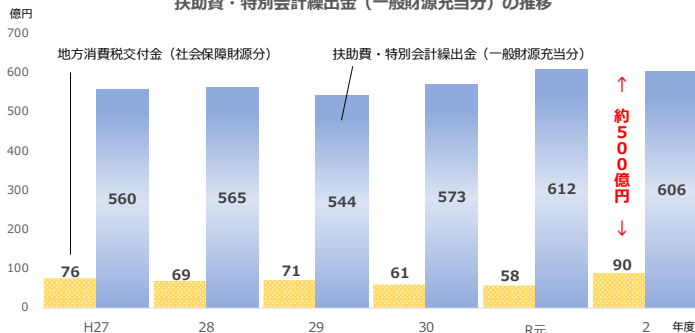
- 経常一般財源等総額に占める扶助費充当経常一般財源の割合は、令和2年度は21.8%となりました。金額は367億円となり、平成19年度と比較して約1.7倍、約157億円増加しました。
- 社会保障関係経費は年々増加傾向であり、拘束される一般財源の割合が大きくなっています。



③ 社会保障関係経費の財源について

- 社会保障関係経費の増加により、区が負担する一般財源は増加しています。
- 消費税率引き上げに伴い、引き上げ分の地方消費税収は「社会保障施策に要する経費」に充てるものとされており、しかし、清算基準の見直し（不合理な税制改正）により、税率引き上げによる増収額を実質的に失っている状況です。
- 扶助費、特別会計繰出金の一般財源充当分と地方消費税交付金（社会保障財源分）の差は令和2年度で約500億円を超えており、区の負担は増えている状況です。

【大田区】地方消費税交付金（社会保障財源分）と扶助費・特別会計繰出金（一般財源充当分）の推移



【参考】消費税・地方消費税の税率等

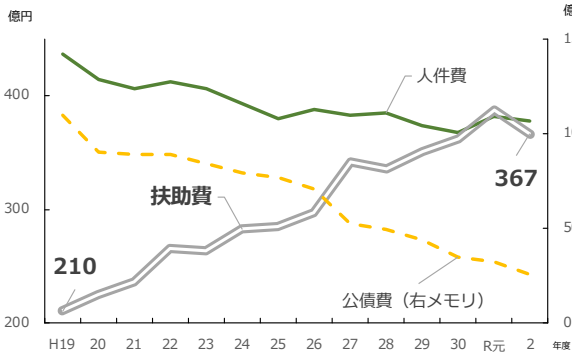
区分	～H26年 3月31日	H26年 4月～	R元		R2年 4月1日 ～
			～9月	10月～	
消費税+地方消費税	5%	8%			10%
消費税	4%	6.3%			7.8%
うち地方交付税分	1.18%	1.40%			1.52%
地方消費税	1%	1.7%	うち0.7%分は 社会保障財源		2.2% うち1.2%分は 社会保障財源

2 今後の財政運営の方向性

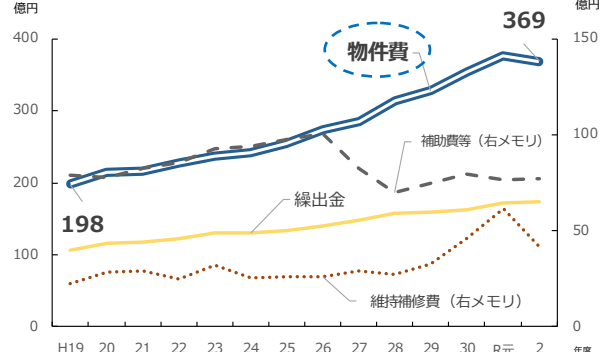
(1) 経常収支比率改善に向けた取り組み

- 令和2年度の経常収支比率は、0.6ポイント改善し、85.3%となりました。一方、特別区の経常収支比率は81.9%と、前年度と比較して2.7ポイントの増となりました。
- 区では、令和2年度に約1,500件に及ぶ全事務事業について見直しを行い、不急な事業等の廃止や見送り、優先順位や実施手法・内容の見直しなどにより、金額にして約25億円の縮減効果がありました。歳入面で特別区交付金の減等による経常的な一般財源等総額が減少した一方で、経常収支比率改善に向けた区の取り組みは、一定の効果があったものと分析しています。
- しかし、依然として物件費等は上昇傾向であるため、引き続き経常的経費の精査を行っていく必要があります。

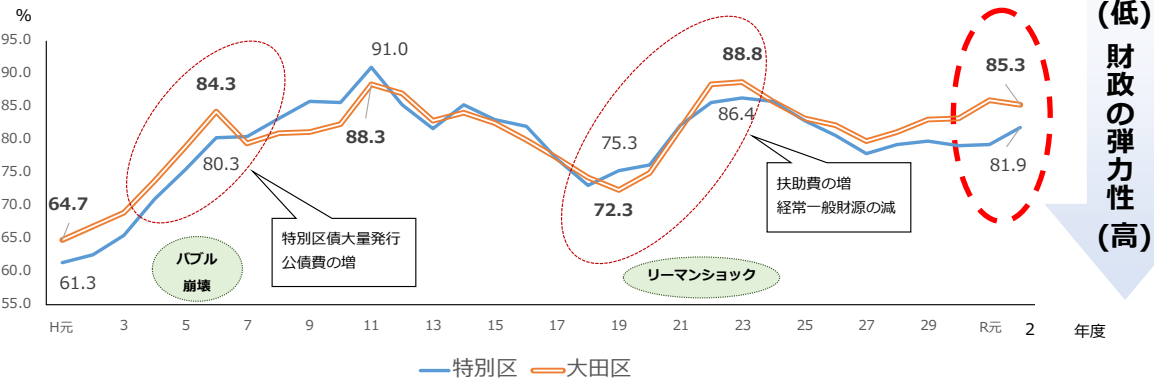
義務的経費 内訳の推移 (充当一般財源ベース)



その他経費 内訳の推移 (充当一般財源ベース)



【参考】平成元年度からの経常収支比率の推移

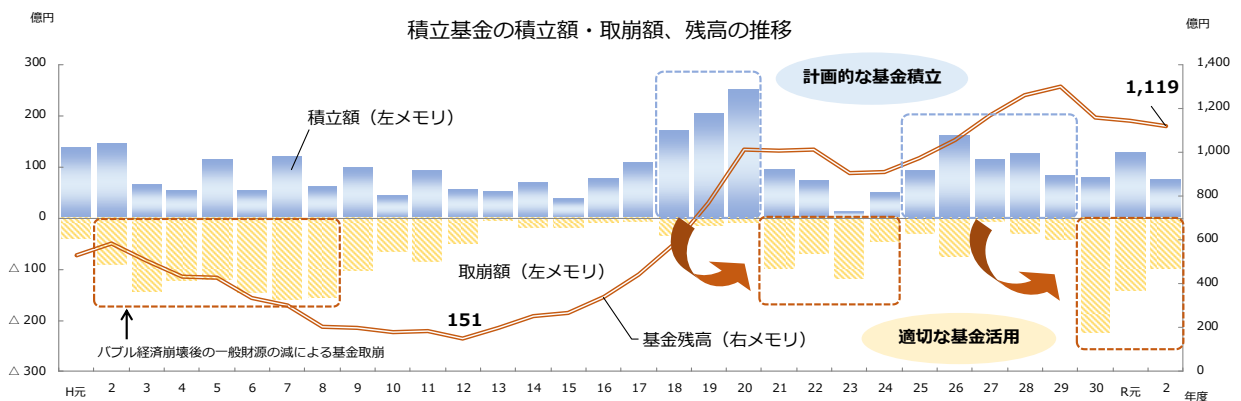


引き続き、経常収支比率改善に向けた取り組みを不断に行い、新たな財政需要にも柔軟に対応できる、強固で弾力的な行財政基盤を築いていきます。

(2) 財政対応力の堅持

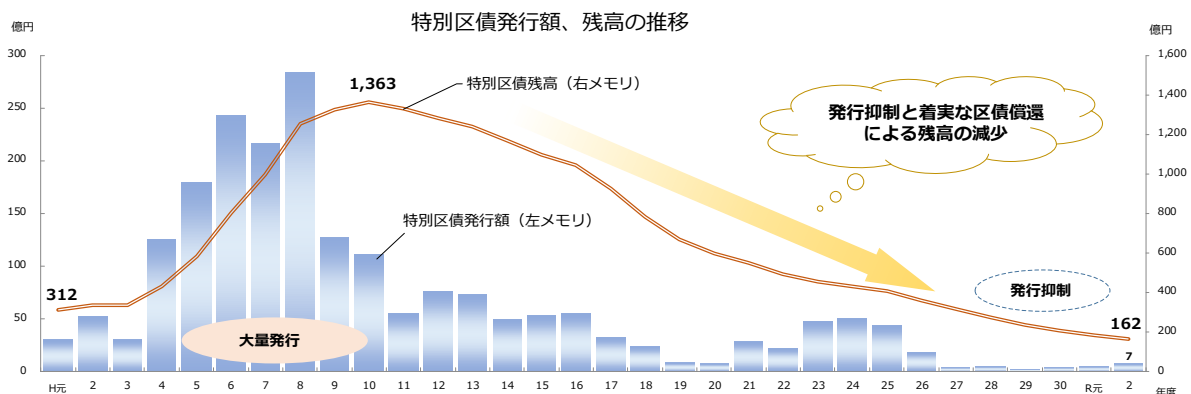
① 計画的な基金の積立と活用

- 区は、これまで計画的に基金の積立を行ってきました。バブル経済の崩壊やリーマンショック、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う経済活動の停滞等による一般財源の減収局面においても、基金を適切に活用することで、安定的・継続的に行政サービスを提供してきました。
- 今後も、一般財源の減収や将来の財政需要に備えるため、計画的に基金残高を確保していきます。



② 特別区債残高の圧縮、発行余力の蓄え

- 区は、特別区債の発行抑制や償還を進めたことで、平成10年度末に1,363億円あった特別区債残高を、令和2年度末で162億円にまで圧縮しました。
- 今後も将来負担を考慮しつつ、これまで培ってきた発行余力を活かし、計画的かつ戦略的に活用していきます。



今後も、計画的に積み立ててきた基金やこれまでに順調に償還してきた特別区債残高の推移に十分留意し、質の高い行政サービスを安定的に供給できる行財政運営を進めていきます。

- 区が直面する課題への対応と財政の健全性の維持を両立させるためには、行財政運営の体質改善を図る取り組みが必要であり、区では事務事業の見直しを不断に行い、予算編成過程の中で経常的経費の精査を絶えず行っております。
- 景気変動に左右されやすい不安定な歳入構造である区が、質の高い行政サービスを安定的に提供していくためには、計画的な基金の活用やこれまで培ってきた特別区債の発行余力に加え、見直すべき事業は確実に見直し、無駄をなくすための取り組みを一層強化することにより、財政対応力を堅持することが不可欠です。
- 現在の区財政は健全性を堅持していると考えていますが、引き続き、新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた対応や、激甚化する災害リスクへの備え、少子化・超高齢社会への対応、公共施設の維持更新、重要な成長戦略となる社会資本の整備などに適切に対応していく必要があります。
- こうした状況を踏まえ、これまで以上に良質で満足度の高い行政サービスを提供していくため、限りある経営資源を効果的・効率的に配分しながら新たな価値と魅力を生み出し、地域として成長し続けることで持続可能な自治体経営の実現に向けて取り組んでいきます。